

はりま病院が土山駅南に新築移転

▼問い合わせ 企画グループ ☎079(435)0356



播磨町には病院がなく、安全安心のまちづくりのため病院を誘致したいと考えていました。一方、「特定医療法人社団 仙齡会 はりま病院」では、施設の老朽化や施設基準を満たすため、移転新築を検討していました。平成19年から町とはりま病院が協議を重ね、平成21年1月に土山駅南町有地への賃貸借による新築移転について、基本的に合意に達しました。

一方、はりま病院の土山駅南町有地への誘致に関して、情報公開を求める請願書が議会に出されたため、請願書の質問と町からの回答についてお知らせします。
なお、町とはりま病院では土山駅南町有地の賃貸借にかかる内容の協議を進め、7月31日に契約を交わしています。この契約内容などを加えてお知らせします。

請願書の質問と町からの回答

Q1.
3市2町の広域での医療機関の充実が、最も住民に安心をもたらすものと考えているが、その努力と対応をしてきたのか

【回答】
高齢化が進む今日、安心して暮らすためには、地域における入院医療の提供は欠かせないものといえます。平成20年4月の兵庫県保健医療計画では、入院医療を提供する体制の確保を図

るため、一般病床及び療養病床の整備を図るべき地域的単位として2次保健医療圏を設定しています。明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の3市2町は東播磨保健医療圏を構成する市町として設定されています。

ここでは、東播磨圏域における基準病床数は5千900床と定められ、既存病床数は6千303床となっており403床が超過し、全体として見れば充実

している地域となっております。

また、計画における兵庫県全体での既存病床数は、5万3千37床であり人口1万人あたりに換算しますと95床になります。県下で病院のない空白市町は、播磨町とあと1町のみです。仮に、本町の人口を3万4千人として、県下平均から病床数を試算すると323床にもなりません。現在は医院とクリニック2カ所による38床のみという状況です。

Q2.
なぜ、公募をしなかったのか。公募をしなかった理由は何か。町民に理解してもらえない説明はできるのか

【回答】

土山駅南の町有地では、誘致により日本テルペン化学㈱土山工場が、昭和36年から操業していました。この間、7回もの事故があり住民の不安が高まり移転要望があがったことから、町は議会承認の上、土地を買収しました。平成16年3月には住民の皆さんのご意見を聞き、土山駅南地区土地利用計画をまとめられています。その後、土山駅南地区の整備計画の見直しを行い、高齢化が進展する中で住民福祉を向上するため、医療機関の誘致を計画に追加しています。

一方、現下の厳しい社会経済情勢を考えると、通常の賃貸借契約で、しかも東播磨圏域では基準病床数が超過していることから、本町に病院を新設するには東播磨圏域の既存病院の移転に限定されます。
そういつた中で、施設の老朽化と新たな施設基準を満たすために「特定医療法人社団 仙齡会 はりま病院」が、移転先を探し

ていました。住民の皆さんに安心して暮らしていただけるようにと、平成19年から土山駅南へのはりま病院の新築移転について、一年以上をかけて病院と協議を進めてきたところです。

県の医療計画により東播磨圏域内の移転が条件となり、また全国的な医師不足により公立病院においても、診療の制限などをされています。本町と管内の医療機関であるはりま病院との双方が、時間をかけて協議を行い、トップ同士の話し合いも重ねてきました。その結果、通常の賃貸借契約により、土山駅南に移転していただくことが実現できました。

今年の1月30日には、土山駅南への新築移転について基本合意を発表し、その内容を広報はりま3月号で住民の皆さんに詳しくお知らせしています。それにより町内で初めての病院となる、はりま病院に対して多くの住民の皆さんから、期待の声をいただいています。

少子高齢化が進む播磨町において、いっそう医療、介護を必要とされる方が増えることが予測されます。はりま病院が持つ2次救急を備えた病院機能と他の医療機関との連携が期待さ

れ、また、はりま病院は複数の関連福祉施設などがあり、それら施設との連携も含めて、住民生活の安全・安心に大きく寄与されることから、住民の皆さんに十分ご理解いただけるものと考えています。

Q3.
「はりま病院」に産婦人科や小児科を必須条件として課すべきではないか。今後診療科目の追加計画はあるのか

【回答】

はりま病院の診療科目は、内科、外科、整形外科、リウマチ科です。予防医療として人間ドックも実施される予定で、休日、夜間に重症患者を受け入れる東播磨地域の2次救急医療施設として実績があり、公益性が高い特定医療法人です。

加古川市および加古郡で産婦人科のある病院は、加古川市民病院と神鋼加古川病院だけであり、また町内に2カ所の小児科医院もあります。

はりま病院によれば、産婦人科や小児科の開設は難しいとのことですが、町としての希望は今後も病院に伝えていきたいと思っています。

Q4.
救急指定病院にとの発表だが、内容は週のうち木曜日の夜のみと聞く。現実はどうなのか。指定救急病院を辞退する病院もあると聞くが、開設後も変わらないのか

【回答】

東播磨圏域では第2次救急医療体制として、病院群輪番制により明石市を対象地域とする明石救急医療圏域と、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町を対象地域とする東播磨救急医療圏域があります。

はりま病院は、加古川市、高砂市、稲美町の11病院による東播磨第2次救急病院協議会に参加し、輪番制で休日、夜間における重症救急患者を受け入れています。また、消防法に基づき、災害などにより発生した傷病者を救急車が搬送する、救急告示病院としても指定されています。
はりま病院では、休日、夜間における重症救急患者の受け入れの担当曜日は木曜日、受け入れの時間は午後8時から翌朝の8時までです。

また、救急告示病院でもありますので、ドクターなどの従事が可能であれば、災害などによ

る患者についても、要請により随時、受け入れをしているところです。病院移転の際には国の交付金を検討され、これまでと同様に2次救急を継続されるることです。

はりま病院の新築移転により、これまででは町外の病院に搬送されていた救急患者も、町内で受け入れが可能になり、また災害時においても医療救助活動の拠点としての役割も果たしていただきたいと期待をしています。



Q5. 医師不足といわれている昨今、現在の常勤医師数と移転後の常勤医師確保の見通しはどうか

【回答】 通常の賃貸借契約であり医師の確保計画までは求めておりませんが、はりま病院として必要な医師数を確保された上で、病院の新築移転により設備や機器なども充実されるものと考えています。

Q6. 病院の経営は非常に思わしくないと言われているが、経営状態・信用調査はどうか。また経営状態悪化による、経営破綻に対する担保などの対応策はあるのか

【回答】 はりま病院は特定医療法人であり、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与し、かつ公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けており、法人税において22%の軽減税率が適用されています。はりま病院、いなみ野病院、はりまクリニックなどを経営する特定医療法人社団仙齡会では、

円を納入していただくこととしています。

Q9.4. 賃貸借契約期間は

【回答】 借地借家法の規定により賃貸借契約の期間は30年間とし、初回の更新では20年間延長し、2回目以降の更新では10年間延長します。

Q9.5. 病院関連の駐車場用地などの整備の町負担はないのか

【回答】 はりま病院では、来院者用として環境に配慮した緑化型の92台の駐車場を計画しています。職員用の駐車場については、別に必要な台数を確保されることとしています。病院駐車場の整備工事について、町の負担は考えていません。

Q8. 第4次播磨町総合計画のアンケートと、病院誘致交渉を始めた時期とのズレの説明を求め

【回答】 平成19年から、はりま病院との間で協議を進めており、その間の第4次播磨町総合計画の住民アンケート結果では、目指すべきまちのイメージで「安全・安心」がトップとなっており、これから播磨町に住み続けるために必要なものとしては「医療機関・福祉施設の充実」がトップという結果が出ていることを、お話しさせていただきました。第4次総合計画のアンケート結果によって、病院が必要と決めたとすることは申しておりません。

なお、平成10年度に行った第3次総合計画の住民アンケートでも、重点的に実施すべき点で、「保健、医療、救急の体制を充実させる」がトップ、高齢化社会を迎えて取り組むべき課題では「医療機関の充実」がトップになっています。これまでに、多くの住民の皆さんから播磨町に病院がほしいとの声をいただいているところです。

Q10. 第3次播磨町総合計画基本構想・基本計画との整合性は。病院予定地以外の利用計画と計画実施予定時期はどうか

【回答】 少子高齢化が進む播磨町におきまして、いっそう医療、介護を必要とされる方が増えることが予測されます。はりま病院が持つ2次救急を備えた病院機能と他の医療機関との連携が期待され、また、はりま病院には特定医療法人社団仙齡会が経営する複数の医療施設や福祉施設

などがあり、それら施設との連携も含めて第3次播磨町総合計画の基本構想及び基本計画の実現に、寄与するものです。最後に土山駅南地区開発事業についてですが、病院用地の北側につきましては、仮称「はりま複合交流センター」の設計など予算の否決により、現在一部を整地し、暫定的な活用として、今年の1月から地域の方々の軽スポーツなどにご利用いただいております。

※誌面の都合上、一部を割愛しています。

Q9.3. 賃貸借契約賃料と平米単価の算出根拠は

【回答】 普通賃貸借契約により、不動産鑑定による賃料として、月額125万円（年額1千500万

